

## 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額の一部改正（案）に係るパブリックコメント実施について

本日、国土交通省において、標記の空家等に係る宅建業者の媒介報酬規制（大臣告示）の見直しに伴うパブリックコメントが実施された。

先般公表された令和5年住宅土地統計調査では、全国の空き家は900万戸と前回調査から51万戸増加し、空家率も13.8%と増加傾向に歯止めがかかっていない。こうした現状を踏まえて国土交通省では、空家等の未利用不動産流通の促進が喫緊の課題であり、不動産業の有するノウハウの活用や宅建士等の役割が期待されていることから、「不動産業における空き家対策推進プログラム」（仮称）の策定が予定され、この取り組みの一環として、媒介報酬告示の一部改正についての見直しが行なわれることとなった。

本会では長年に渡り、空き家対策に取り組む上で、低廉な空家等の売買又は交換の媒介の特例について、売主だけでなく、買主も対象とするよう要望を行ってきたが、今回の改正案では特例に係る上限を800万円まで引き上げることとし、大変画期的な改正案であると評価したい。さらに、賃貸借についても長期の空家等に係る媒介の特例を創設することとなり、空家問題解決の一助になるものと期待している。

我々ハトマークグループは、全国ネットワークでの空き家相談体制の整備や空家特措法の管理活用支援法人の指定を目指すなど、増加する空き家問題の解決にいつでも努めて参りたい。

2024年5月2日



公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

会 長 坂 本 久